

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西目屋村は、個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

青森県西目屋村長

公表日

令和7年7月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税関係事務
②事務の概要	個人住民税は地方税法（第3章第1節（市町村民税）および第2章第1節（道府県民税））に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税（本評価書では、以後「個人住民税」という。）であり、その税額は、西目屋村（以下「村」という。）が確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料から決定するものである。 個人住民税には村が課すことのできる個人村民税と青森県が課すことのできる個人県民税が存在する。 個人村民税および個人県民税のそれぞれにおいて、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割の賦課額が決定される。 これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われている。 なお、個人県民税については、地方税法第41条により「当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収と合わせて賦課徴収を行う」ものとされていることから、個人村民税とあわせて一括して賦課徴収を実施するものである。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①課税対象者情報の準備。（地方税法第294条、第295条、第318条） ②納税者、特別徴収事業者からの、各種申告資料の受領。（地方税法第317条の3 等） ③他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認。（情報提供ネットワークシステムの利用を想定） ④番号法別表第2に基づき、情報提供ネットワークシステム上での連携により、情報の照会及び回答をする。
③システムの名称	個人住民税システム、確定申告支援システム、収納管理システム、団体内統合宛名システム（中間サーバーコネクタ）、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条および別表第1第16号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 同法別表第2第27号および情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務会計課
②所属長の役職名	税務会計課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	西目屋村役場 企画財政課 〒036-1492 青森県中津軽郡西目屋村大字田代字神田57番地 Tel:0172-85-2111 Fax:0172-85-3040
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	西目屋村役場 税務会計課 〒036-1492 青森県中津軽郡西目屋村大字田代字神田57番地 Tel:0172-85-2111 Fax:0172-85-3040
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	基幹系システムにおいて担当業務に必要な範囲のみ閲覧等が可能となるようアクセス制限が実施されていることから、目的を超えた紐付け及び事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	Ⅱ しきい値 (1. 対象人数 いつ時点の計)	2017/7/1	2019/6/1	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月1日	Ⅱ しきい値 (2. 取扱者数 いつ時点の計)	2017/7/1	2019/6/1	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月1日	Ⅱ しきい値 (2. 取扱者数 特定個人情報	2) 500人未満	2) 500人以上	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月1日	Ⅳ リスク対策 全項目	なし	項目の新設に係る全項目	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年12月1日	I 関連情報 (7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先)	西目屋村役場 総務課 〒036-1492 西目屋村大字田代字稲元144番地 Tel:0172-85-2111 Fax:0172-85-3040	西目屋村役場 企画財政課 〒036-1492 青森県中津軽郡西目屋村大字田代字神田57番地 Tel:0172-85-2111 Fax:0172-85-3040	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年12月1日	I 関連情報 (8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ)	西目屋村役場 総務課 〒036-1492 西目屋村大字田代字稲元144番地 Tel:0172-85-2111 Fax:0172-85-3040	西目屋村役場 税務会計課 〒036-1492 青森県中津軽郡西目屋村大字田代字神田57番地 Tel:0172-85-2111 Fax:0172-85-3040	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年4月1日	I 関連情報 (5. 評価実施期間における	税務会計課長 齋藤 裕行	税務会計課長 小山内 猛	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年4月1日	I 関連情報 (5. 評価実施期間における	税務会計課長 小山内 猛	税務会計課長 三上 誠幸	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年4月3日	I 関連情報 (5. 評価実施期間における	税務会計課長 三上 誠幸	税務会計課長	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年8月25日	I 関連情報 (4②法令上の根拠)	番号法第19条第7号 同法別表第2第27号および情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各号	番号法第19条第8号 同法別表第2第27号および情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各号	事後	番号法改正による番号法第19条の号スレ修正
令和7年7月18日	Ⅱ しきい値判断項目 (1. 対象人数 いつ時点の計数か)	2019/6/1	令和7年1月6日 時点	事後	
令和7年7月18日	Ⅱ しきい値判断項目 (2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	2019/6/1	令和7年1月6日 時点	事後	
令和7年7月18日	Ⅳリスク対策/8.人手を介在させる作業/人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和7年7月18日	Ⅳリスク対策/8.人手を介在させる作業/人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か/判断の根拠		住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	事後	
令和7年7月18日	Ⅳリスク対策/11.もっとも優先度が高いと考えられる対策/もっとも優先度が高いと考えられる対策		2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	
令和7年7月18日	Ⅳリスク対策/11.もっとも優先度が高いと考えられる対策/当該対策は十分か		十分である	事後	
令和7年7月18日	Ⅳリスク対策/11.もっとも優先度が高いと考えられる対策/当該対策は十分か/判断の根拠		基幹系システムにおいて担当業務に必要な範囲のみ閲覧等が可能となるようアクセス制限が実施されていることから、目的を超えた紐付け及び事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	